

第 8 次行財政改革成果報告書

平成 26～30 年度（2014～2018 年度）

八王子市
令和元年（2019 年）8 月

目 次

1	第8次行財政改革の概要	1
2	総 括	2
	目標1 担い手支援の強化	3
	目標2 プロセスを重視した事業実施	3
	目標3 効率的な行財政運営	4
3	改革の目標に対する主な成果	6
	◆ 「公共施設等総合管理計画」の策定	7
	◆ 「受益者負担の適正化に関する基本方針」の策定	8
	◆ 「補助金制度見直し方針」の策定	9
	◆ 「人財育成プラン」の策定	10
	◆ ブランドメッセージの決定	11
	◆ 「オープンデータの推進に関するガイドライン」の策定	12
	◆ 「会議の生産性向上手引書」の策定	13
	◆ 「指定管理者制度ガイドライン」の策定	14
	◆ 行政評価システムの再構築	15
4	取組項目の達成状況	16
5	取組内容一覧	17

1 第8次行財政改革の概要

(1) 改革の目的・目標

本市が誇る「市民力・地域力」を活かした「協働のまちづくり」の更なる推進を大きな柱に、「市民等の多様な担い手と行政が一体となった、『持続可能な行財政運営の推進』を図ること」を目的とし、次の3つの目標を掲げました。

- ① 担い手支援の強化
- ② プロセスを重視した事業実施
- ③ 効率的な行財政運営

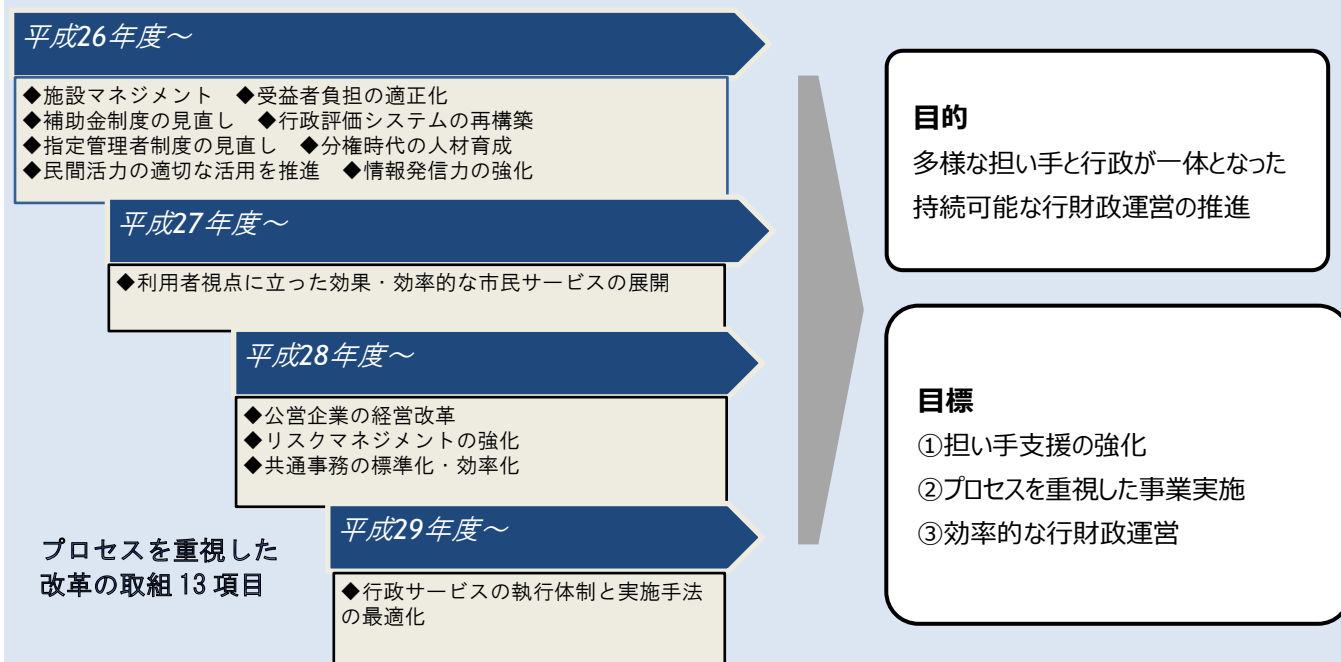
(2) 改革の特徴

第8次行財政改革では、目的・目標を達成するために「現状を知り、将来を見据えて、どのように行うのか」というプロセスを重視して、大綱に掲げた重点取組を中心とした具体的な取組を進めることとしました。

また、しくみを構築し、課題や実情を把握・分析したうえで、多様な課題に丁寧に取り組み、着実に進めることが重要と考え、それまでの行財政改革では3年間としていた計画期間を、平成26年度（2014年度）から30年度（2018年度）までの5年間としました。

計画期間中は、向こう3か年の具体的な取組内容と実施時期を示した「推進計画」を策定し、毎年度更新することで、進捗状況を確認しました。取り組むなかで明らかとなった課題や進捗状況を踏まえて行動内容や工程等を見直すとともに、新たに生じた課題を解決するための新規取組を追加し、13項目の取組を推進しました。

第8次行財政改革の概要 イメージ図



2 総括

第8次行財政改革の計画期間である平成26年度（2014年度）から30年度（2018年度）までは、本市にとって大きな変化の期間でありました。平成27年（2015年）4月には、都内初の中核市への移行により独自性を発揮した市民サービスを提供できる環境が整い、平成28年（2016年）1月からは社会保障・税番号制度が開始され、新たなサービスの提供が可能となりました。また、平成29年（2017年）の市制施行100周年に向け、平成28年度（2016年度）から2か年にわたり、市民とともに250を超える記念事業を実施しました。こうした状況の変化の中においても、個別事業の実施にあたっては、限られた資源を効果的に活用し、最適な手法で質の高い市民サービスの提供に努めました。

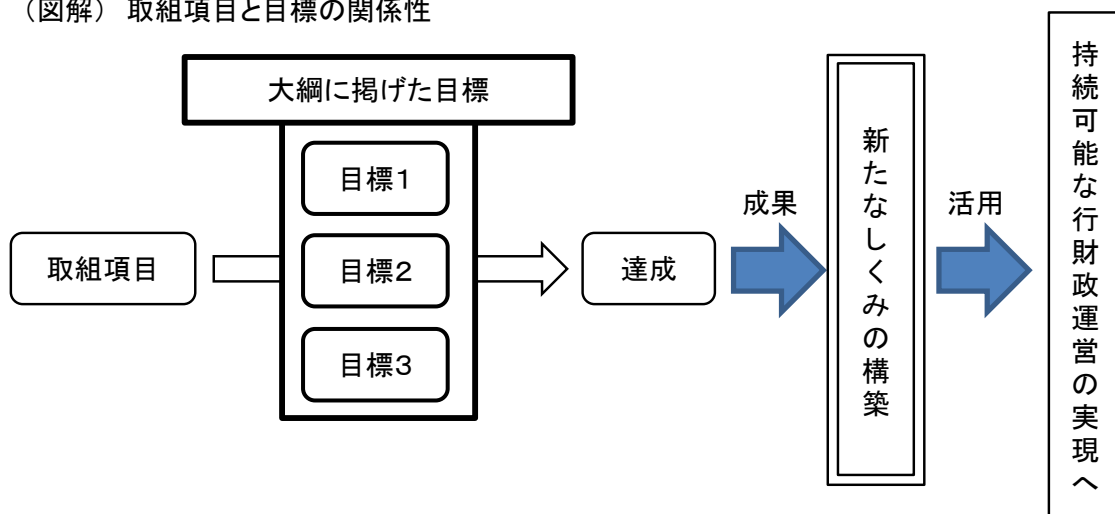
第8次行財政改革では、計画期間の5年間に於いて3つの目標を掲げ、13の取組項目を実施しました。その結果、大綱に掲げる目標の達成に向けて、現状分析や制度の見直し、職員が担うべき役割の整理を行い、計画、方針、ガイドラインといった各施策の方向性や・共通ルールの決定、実施手法の適正化を図ることができました。

さらに、第8次行財政改革で掲げた取組に加え、事業実施所管の創意工夫による取組も行い、担い手支援のためのしくみの構築、独自性を発揮するための政策力の強化、安定した財政運営に向けたしくみの構築といった成果をあげました。それらの成果を活用し、本市の実施計画である八王子ビジョン2022アクションプランに掲げた全ての事業の実施に繋げました。

これらの成果が、第8次行財政改革大綱に掲げた3つの目標の達成に結びつきました。

今後、第8次行財政改革で構築したしくみを、令和元年度（2019年度）を取組期間の初年度とする第9次行財政改革において積極的に活用していくことで、「人財・財源・財産」といった経営資源の確保など更なる成果を生み出し、引き続き、持続可能な行財政運営の実現を目指します。

（図解）取組項目と目標の関係性



目標 1 担い手支援の強化 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 達成

市民や民間事業者等が行政とともに取り組む事業推進のほか、市民等の多様な担い手による自主的・自立的な活動を促すなど、更なる協働を推進するため、情報発信力の強化や市民力・地域力を最大限発揮するためのしくみ強化に取り組みました。

事務事業の行政コストの総額（フルコスト）及び単位当たりコストの公表や、オープンデータなどの情報提供を進めたほか、シティプロモーションサイトをはじめとした様々な魅力発信媒体を市民協働で制作するとともに、本市ならではの魅力や目指すまちの姿を表現するブランドメッセージ「あなたのみちを、あるけるまち。八王子」を市民参加で作成・決定し、情報発信の充実を図りました。

また、民間事業者等のノウハウを活用し、効果・効率的で透明性の高い施設管理運営の実現に向けた指定管理者制度の見直しに取り組み「指定管理者制度ガイドライン」を策定したほか、附属機関等の委員や参加者の公募に無作為抽出方式による市民委員等公募制度を導入し、これまで市政に参加する機会の少なかった市民に参加のきっかけを提供し、より多様な意見を市政に反映させる取組を進めるなど、多様な担い手との連携強化に向けたしくみを整備しました。

市内の大学、専門学校や民間事業者と幅広い分野において包括的な連携・協力を行う包括連携協定は、学園都市としての特性を活かして、平成 27 年度に 6 校との協定締結に始まり現在は大学等 13 校、民間事業者 4 社に拡大し、教育やまちづくりなど様々な分野で成果をあげています。

中核市移行により移譲された権限を活用した市街化調整区域における開発許可については、住民の意向に即した土地利用が可能になるよう、市独自の制度を創設しました。沿道集落地区（市街化調整区域である高月、戸吹、上川、美山、小津、上恩方・下恩方、裏高尾の 7 集落のうち、おおむね 50 以上の建築物が連なる既存集落地区）の優れた自然環境や営農環境を活かして地区の活力向上を図るために、住民が中心となって地域の資源を活用した新しいまちづくりが進められています。

目標 2 プロセスを重視した事業実施 ⇒ ⇒ 達成

市民が求めるサービスを見極め、将来を見据えた事業展開を実現するため、プロセスを重視し、情報収集力や分析力の強化に取り組みました。また、きめ細かな行政運営や本市の実情を反映した独自のまちづくりを実現するため、政策力を強化する取組を進めました。

P D C A サイクルによる事業改善につなげるしくみである事務事業評価では、発生主義会計の考え方に基づくフルコスト分析を行う制度に再構築するとともに、地方公会計制度による財務諸表を導入するなど、評価の有効性を高める取組を推進しました。

また、「オープンデータの推進に関するガイドライン」の策定により、オープンデータを活用した官民協働による事業展開の実現に向けたしくみを構築するとともに、近隣5市での協定締結により、オープンデータのより有益な利活用の推進に向け、データを分析しやすい環境づくりや民間ニーズの把握等を行っています。

八王子駅南口総合事務所及び南大沢事務所では、取扱いサービスを拡大し、利用者視点に立ったサービスの向上を実現するとともに、サービス内容の検証を実施しました。

また、マイナンバーの効果的な活用として、国が運営するオンラインサービスである「マイナポータル」を通じて、児童手当などの手続きが自宅から行える環境を整え、利便性の向上に努めました。

成果報酬型官民連携モデル事業として実施した大腸がん検診受診率向上策は、民間の資金と創意工夫によるノウハウを活用するソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の手法をモデルに、これまでとは異なるアプローチによる効果的な受診勧奨を実施することで、大腸がんの早期発見に結びつける取組であり、他の検診や事業への展開に向けた情報発信等を進めています。

さらに、「人財育成プラン」を策定し、職員と組織の成長のための方向性とそれに至る道筋を示すとともに、分権時代に対応した研修を実施し、政策形成力や政策法務能力を強化する取組を進めました。

目標3 効率的な行財政運営 ⇒ ⇒ ⇒ 達成

厳しい社会経済情勢の中、人財や財源といった経営資源が制約される状況であっても、「八王子ビジョン2022」の目指す都市像を実現するため、安定的な行財政運営に向けた考え方や方向性を示すとともに、コスト意識の徹底強化、行政内部の効率化などを図りました。

長期的な視点を持って公共施設等の維持管理を計画的に推進するため、「公共施設等総合管理計画」を策定しました。計画に示した手法である施設の複合化を実現するため「いずみの森小中学校」を本市初の義務教育学校と保育所などを備えた複合施設として整備を進めています。

また、受益者負担の適正化を推進するため、「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定し、行政サービスの提供にあたって、税で負担する公費負担と利用者が負担する受益者負担の割合についての考え方を明確にしました。

補助金制度については、市民との協働のあり方や行政需要及び社会経済情勢の変化に対応し、さらに効果的な制度とするため、定期的に見直しを行うしくみを示した「補助金制度見直し方針」を策定しました。

持続可能な行財政運営に向けて、年度間の財政負担の平準化を図るための「公共施設整備保全基金」や、ふるさと納税による寄附金を効果的に活用し、本市の魅力発信を図るた

めの「ふるさと納税八王子応援基金」を新たに設置し、市民ニーズや行政課題の解決に向けて対応できるしくみを構築しました。

また、自治体間の共通事務について、業務プロセスやコスト等の比較及び各自治体の所管職員による意見交換を通して、業務改善に取り組んだほか、「スマート会議をはじめよう～会議の生産性向上手引書～」や「印刷物ユニバーサルデザインガイドライン」を作成し、内部事務の効率化を進めました。

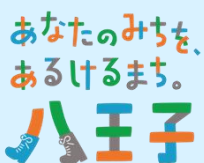
さらに、業務内容の特性を踏まえた実施手法の最適化や、富士森公園野球場におけるネーミングライツをはじめとした新たな財源確保を実現しました。



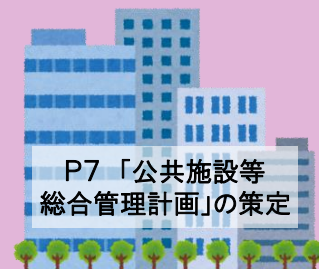
いずみの森小中学校新校舎のイメージ図

3 改革の目標に対する主な成果

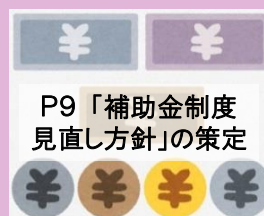
① 担い手支援の強化



P11 ブランドメッセージの決定



P7 「公共施設等総合管理計画」の策定



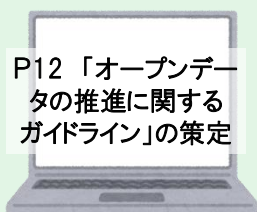
P9 「補助金制度見直し方針」の策定



P14 「指定管理者制度ガイドライン」の策定



P15 行政評価システムの再構築



P12 「オープンデータの推進に関するガイドライン」の策定



P10 「人財育成プラン」の策定



P8 「受益者負担の適正化に関する基本方針」の策定



P13 「会議の生産性向上手引書」の策定

② プロセスを重視した事業実施

③ 効率的な行財政運営

◆ 「公共施設等総合管理計画」の策定

平成 27 年（2015 年）10 月に、公共施設の現状について、建物を中心に資産情報や利用状況、維持管理コスト、事業運営コスト、職員費、減価償却費を分析した「公共施設白書」と、これを踏まえその後の方向性を示した「公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。


そして、平成 29 年（2017 年）3 月には、公共施設等の維持管理、大規模修繕、更新などを長期的な視点で総合的かつ計画的に推進する「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

公共施設等総合管理計画	
<p>目 的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたり市民ニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していく。 <p>主な掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 目 標 ①人口構造やニーズの変化に合わせ、施設を適正に配置する。 ②現在の市民 1 人当たり延床面積を、将来にわたり維持する。 ③人口規模に合った施設総量の適正化を図る。 ◆ 施設類型別取組方針 	
<p>公共施設マネジメント基本方針</p> <p>基本方針（6つの柱）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民等との協働を進め、地域力を活かした施設の活用を推進 2 安全・安心の確保とライフサイクルコスト（LCC）の縮減 3 機能移転・統合によりサービスを充実 4 公民連携を進め、地域や民間へ移譲 5 公平な利用機会の確保 6 全庁的な推進体制の整備 	<p>公共施設白書</p> <p>主な掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設整備の推移と現状 ◆ 施設の利用状況・コスト分析 ◆ 施設コスト・公債費 ◆ 将来負担と課題 など

➤ 取組の展開

長寿命化・複合化工事の実施

必要な機能を見極めたうえで、施設の長寿命化工事や複合化工事を行いました。



市役所内保育園

主な実績

平成 29 年度（2017 年度）

- ⇒みなみ野保育園（長寿命化工事）
- 市役所内保育園（複合化工事）

平成 30 年度（2018 年度）

- ⇒石川市民センター（長寿命化工事）
- 地域福祉推進拠点 由木（複合化工事）

パネル展示型説明会等の実施

公共施設の現状と課題について、市民との情報共有を図るため、パネル展示型説明会やパネル展を実施しました。



パネル展示型説明会

◆ 「受益者負担の適正化に関する基本方針」の策定

平成 29 年（2017 年）3 月、税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の考え方を明確にし、公平性と透明性を確保するため、「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定しました。

受益者負担の適正化に関する基本方針			
使用料について		手数料について	
(1) 原価に含める経費		(1) 原価に含める経費	
◆人件費 ◆物件費 ◆維持補修費		◆人件費 ◆物件費 ◆減価償却費	
◆補助費等 ◆減価償却費 ◆公債費利子		(2) 受益者負担割合	
◆指定管理業務に係る経費		原則 1 件当たりに係る経費の 100%	
(2) 施設の性質別負担割合		減額・免除	
市民生活における必要性		民間施設の代替性	
		低い	高い
高い	公費負担 100%	公費負担 50%	・基準をもとに、各施設の設置目的や手数料の内容・用途等を勘案し、真に必要な場合に限定して条例に規定することとします。
	受益者負担 0%	受益者負担 50%	
低い	公費負担 50%	公費負担 25%	改定上限率
	受益者負担 50%	受益者負担 75%	
		・算定料金が現行料金と比べて大幅に増額となる場合、利用者の急激な負担の増加と、利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として現行料金の 1.5 倍を改定額の上限とします。	

➤ 取組の展開

使用料・手数料の見直し	
「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、使用料及び手数料について見直し作業を行い、料金の適正化を図りました。	
◆改定した使用料：平成 31 年(2019 年) 3 月条例公布	
施設名	改定内容
市民会館 ※	ホール [増額]、リハーサル室 [減額]
富士森体育館	競技場 [増額]、会議室 [減額]
甲の原体育館 ※	体育室 [増額]、会議室 [減額]
総合体育館 ※	アリーナ・多目的室 [増額]、会議室 [減額]
長池公園自然館	工作室 [減額]
※ 条例上の金額を上限とし、別途利用料金を定める。	
◆改定した手数料：平成 30 年(2018 年) 3 月条例公布	
名称	改定内容
納税証明手数料等（郵送）	郵送による申請・交付の場合の証明手数料を設定
建築台帳記載事項証明手数料	増額
境界証明手数料	増額

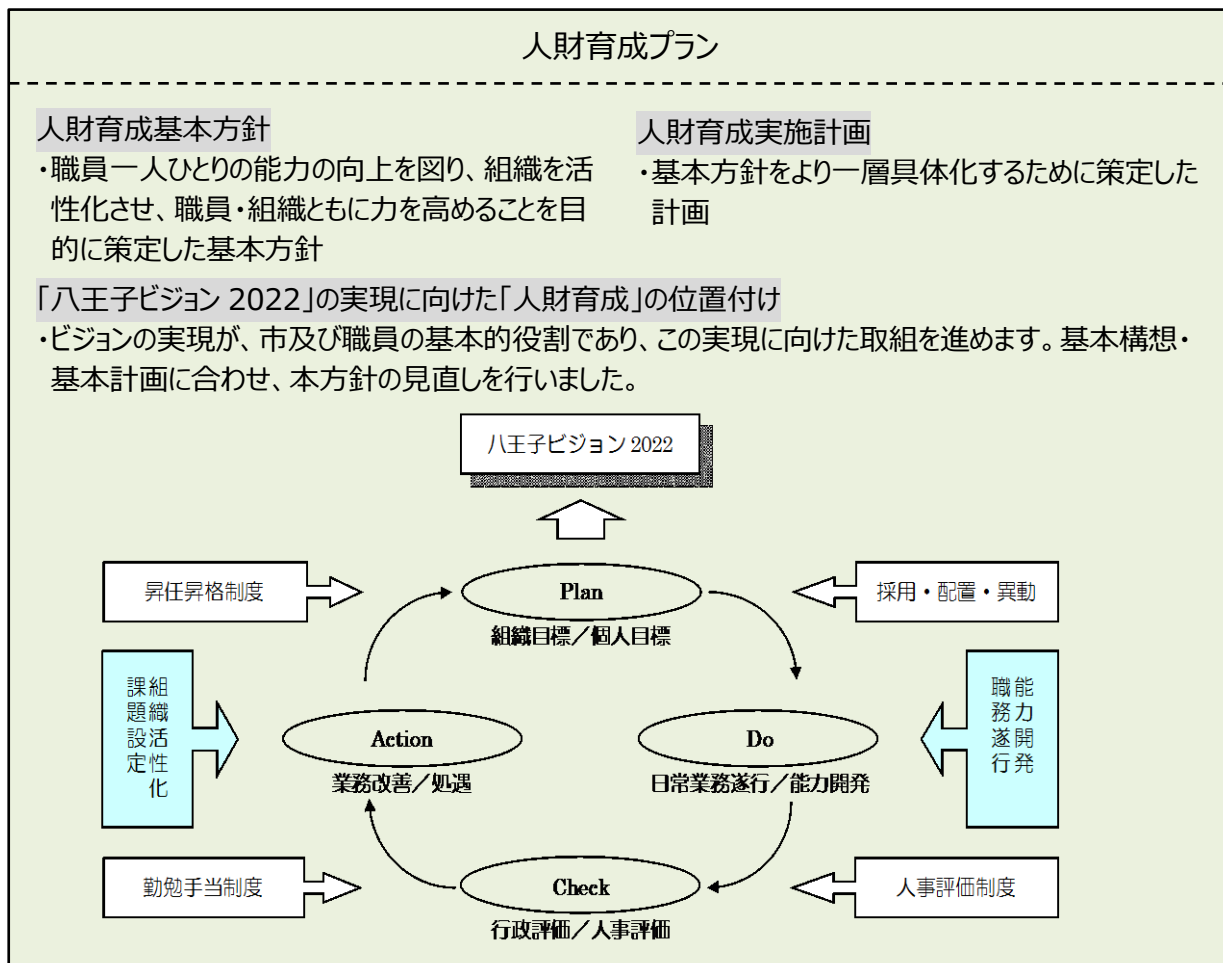
◆ 「補助金制度見直し方針」の策定

平成31年（2019年）2月に、補助金制度の運用開始から10年以上経過したことから、この間に变化した市民との協働のあり方や行政需要及び社会経済情勢に対応し、さらに効果的な補助金制度とするため、現行制度の分析を踏まえ、定期的に見直しを行うしくみを示した「補助金制度見直し方針」を策定しました。

補助金制度見直し方針													
補助金制度の課題													
(1) 長期間にわたり毎年度継続的に交付している事業や補助対象の固定化など、既得権益になりかねない補助金等が存在している。													
(2) 補助金、負担金及び交付金を交付することの客観的な評価が行われていない。													
見直し方針													
(1) 終期の設定													
ア 4年	下記イ・ウに当てはまらないもの												
イ 国・都制度の改定時	財源に国・都支出金が含まれるもの												
ウ 法や都条例の改定時	補助金の根拠が法や都条例に基づくもの												
(2) 統一的な評価基準の策定													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>見直しの観点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有効性</td> <td>補助金等を交付することで、市の政策・計画を推進する効果が得られること</td> </tr> <tr> <td>客観的かつ具体的な目標値等の指標を用いた効果測定（定量的評価）により、市の施策を推進する効果が見られるか 定量的評価が困難なものは、定性的評価により、客観的な効果が見られるか 補助金等を交付することが、他の手法（委託料・扶助費・貸付金等）で実施するより効果的であるか</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公平性</td> <td>補助金等の交付額、事業効果が特定の個人、団体、事業者に限らず、市民に行き渡る制度であること</td> </tr> <tr> <td>補助金等の交付による効果が、特定の者のみの利益で終わるものではなく、交付目的に照らして適切な対象範囲に、直接的または間接的に効果が及ぶものであるか 負担軽減的なものについては、所得制限を設定するなど、実質的公平性を考慮したものとなっているか</td> </tr> <tr> <td>より多くの団体等に参入の機会を与えているか （補助金等の交付先が特定団体に固定されていないか） 同様の事業を行う団体等に対する補助金等の交付額の均衡が図られているか</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">適正性</td> <td>補助率が適正で、交付目的や補助対象等の必要な事項が要綱に的確に定められていること</td> </tr> <tr> <td>交付目的、補助対象者、対象事業、対象経費（団体等が自らの財源で賄う範囲と市が支援すべき範囲）、交付基準（交付する額、補助率、補助単価、上限額など交付額を決定する基準値）が要綱に的確・適正に規定されているか 交付基準（交付額、補助率、補助単価、上限額など補助金等の交付額を決定する基準値）の設定は適正か（補助率の上限は原則 1/2） 団体内での自己負担等（会費の徴収）の設定や協賛金の確保など、団体の自立や自主財源確保等の計画立案と実行ができていますか</td> </tr> </tbody> </table>	項目	見直しの観点	有効性	補助金等を交付することで、市の政策・計画を推進する効果が得られること	客観的かつ具体的な目標値等の指標を用いた効果測定（定量的評価）により、市の施策を推進する効果が見られるか 定量的評価が困難なものは、定性的評価により、客観的な効果が見られるか 補助金等を交付することが、他の手法（委託料・扶助費・貸付金等）で実施するより効果的であるか	公平性	補助金等の交付額、事業効果が特定の個人、団体、事業者に限らず、市民に行き渡る制度であること	補助金等の交付による効果が、特定の者のみの利益で終わるものではなく、交付目的に照らして適切な対象範囲に、直接的または間接的に効果が及ぶものであるか 負担軽減的なものについては、所得制限を設定するなど、実質的公平性を考慮したものとなっているか	より多くの団体等に参入の機会を与えているか （補助金等の交付先が特定団体に固定されていないか） 同様の事業を行う団体等に対する補助金等の交付額の均衡が図られているか	適正性	補助率が適正で、交付目的や補助対象等の必要な事項が要綱に的確に定められていること	交付目的、補助対象者、対象事業、対象経費（団体等が自らの財源で賄う範囲と市が支援すべき範囲）、交付基準（交付する額、補助率、補助単価、上限額など交付額を決定する基準値）が要綱に的確・適正に規定されているか 交付基準（交付額、補助率、補助単価、上限額など補助金等の交付額を決定する基準値）の設定は適正か（補助率の上限は原則 1/2） 団体内での自己負担等（会費の徴収）の設定や協賛金の確保など、団体の自立や自主財源確保等の計画立案と実行ができていますか
項目	見直しの観点												
有効性	補助金等を交付することで、市の政策・計画を推進する効果が得られること												
	客観的かつ具体的な目標値等の指標を用いた効果測定（定量的評価）により、市の施策を推進する効果が見られるか 定量的評価が困難なものは、定性的評価により、客観的な効果が見られるか 補助金等を交付することが、他の手法（委託料・扶助費・貸付金等）で実施するより効果的であるか												
公平性	補助金等の交付額、事業効果が特定の個人、団体、事業者に限らず、市民に行き渡る制度であること												
	補助金等の交付による効果が、特定の者のみの利益で終わるものではなく、交付目的に照らして適切な対象範囲に、直接的または間接的に効果が及ぶものであるか 負担軽減的なものについては、所得制限を設定するなど、実質的公平性を考慮したものとなっているか												
	より多くの団体等に参入の機会を与えているか （補助金等の交付先が特定団体に固定されていないか） 同様の事業を行う団体等に対する補助金等の交付額の均衡が図られているか												
適正性	補助率が適正で、交付目的や補助対象等の必要な事項が要綱に的確に定められていること												
	交付目的、補助対象者、対象事業、対象経費（団体等が自らの財源で賄う範囲と市が支援すべき範囲）、交付基準（交付する額、補助率、補助単価、上限額など交付額を決定する基準値）が要綱に的確・適正に規定されているか 交付基準（交付額、補助率、補助単価、上限額など補助金等の交付額を決定する基準値）の設定は適正か（補助率の上限は原則 1/2） 団体内での自己負担等（会費の徴収）の設定や協賛金の確保など、団体の自立や自主財源確保等の計画立案と実行ができていますか												
<p>事業効果や補助を行う積極的理由が薄れた補助金や、目的が達成された補助金等の長期化を防ぐため、終期を設定し、定期的に見直しを行います。終期を迎えた補助金は、廃止も視野に入れた見直しを行います。評価基準に基づく観点から評価を行うとともに、社会経済状況や国・都の補助制度に照らし合わせ、継続、充実、縮小、組替等の可否を判断します。</p>													

◆ 「人財育成プラン」の策定

平成 27 年（2015 年）6 月、人材育成基本方針の策定後 14 年が経過し、環境変化や新たな課題、本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン 2022」を踏まえ、時代に即した人財育成の方向性を新たに示す必要性があることから、「人財育成基本方針」と「人財育成実施計画」からなる「人財育成プラン」を策定しました。



➤ 取組の展開

分権時代に対応した研修の実施	
平成 27 年度（2015 年度）	政策実現力向上研修、政策法務研修、
平成 28 年度（2016 年度）	マネジメント研修、ビジネスマネジャー研修、基礎事務研修、
平成 29 年度（2017 年度）	女性のためのキャリアデザイン研修、マネジメント研修、 ビジネスマネジャー研修、基礎事務研修、ファシリテーション研修、 コミュニケーション能力向上研修、折衝交渉力向上研修、
平成 30 年度（2018 年度）	女性のためのキャリアデザイン研修、マネジメント研修、 ビジネスマネジャー研修、基礎事務研修、民間企業との共同研修、 ファシリテーション研修、夜間自主研修

◆ ブランドメッセージの決定

平成 30 年度（2018 年度）に、公募市民のワークショップによりブランドメッセージ案を作成し、総選挙で集まった 25,000 票をもとにブランドメッセージ「あなたのみちを、あるけるまち。八王子」を決定しました。



高尾山にも、体力やその日の気分、見たい風景にあわせてえらべるルートがあるように、人生だって、自分にぴったりとあう、好きなみちをえらべたほうがきっと楽しい。

都会のにぎわいと自然のここちよさが、バランスよく調和した八王子のまちには、多様な生き方、働き方、学び方、遊び方をえらべる、なんでもそろった環境と、やわらかな風土がある。

さあ、このまちであるこう。
あなたらしいみちを。

📌 ブランドメッセージの意義

- ① 八王子ならではの魅力を、ひとことで表現する
多様な資源があるからこそ魅力発信の方向性が定まりにくかった本市ですが、ブランドメッセージの決定により、様々な場面で一体感のある発信を行い、効果的に本市の魅力を発信し、ブランドイメージを築いていくことが可能になりました。
- ② 目指すまちの姿を宣言する
市民参加で作成したブランドメッセージは、どんな八王子を目指していくかという「ビジョン」を分かりやすく示すものでもあります。このビジョンを共有することで、「自分らしいみちを探し、あるいていける」と実感できるまちづくりを、多様な担い手とともに推進していきます。

➤ その他のシティプロモーション事業の展開

メディアツールの制作

平成 28・29 年度（2016・2017 年度）に様々なメディアツールを制作し、情報発信の充実を図りました。市民インタビューを掲載した八王子のライフスタイルを発信するサイト・パンフレットの作成や、大学との動画制作など、市民との協働により本市の魅力を発信しました。

動画（6作）



シティプロモーションサイト

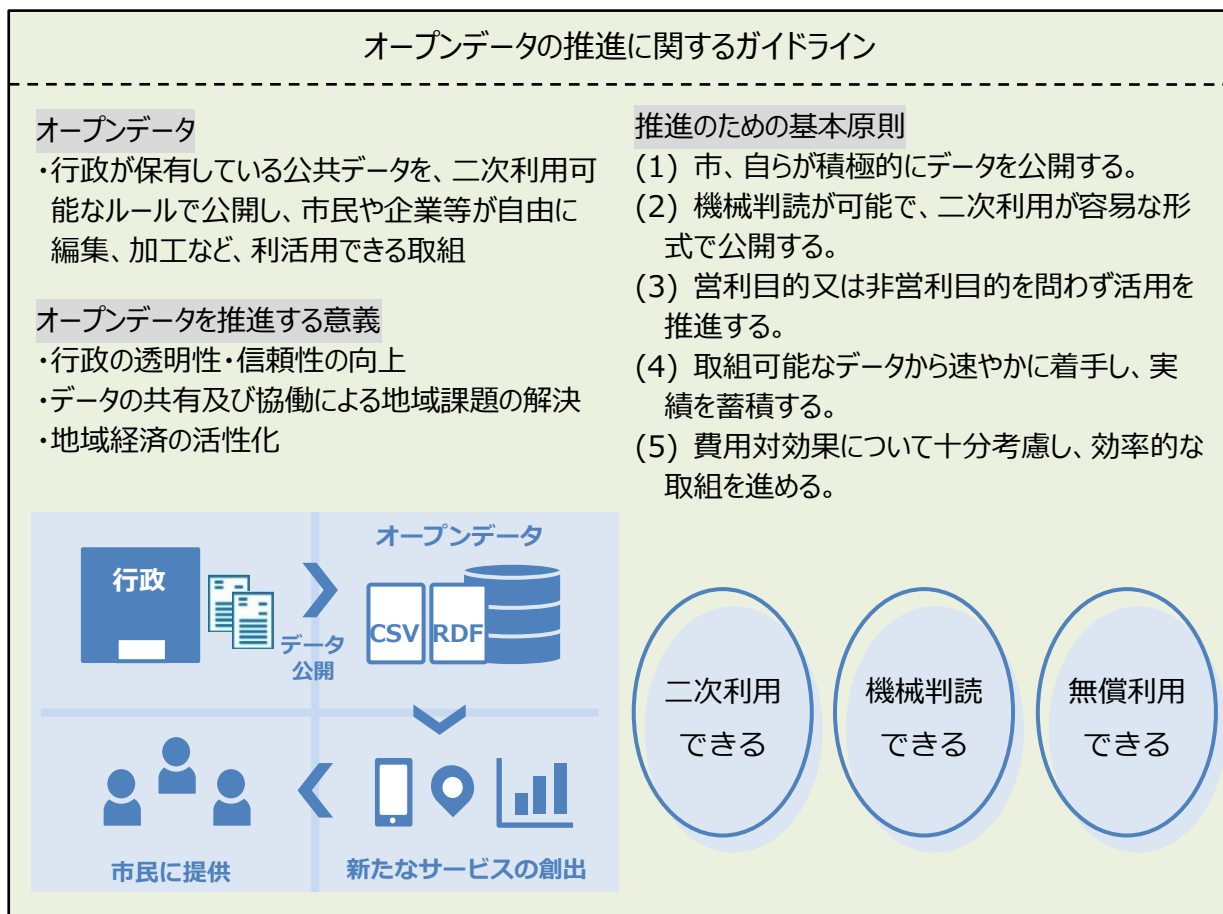


パンフレット（2作）

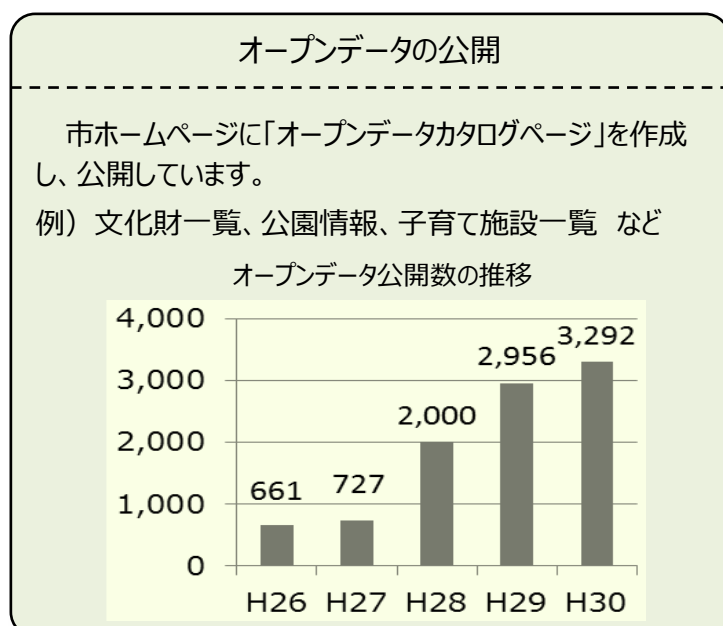


◆ 「オープンデータの推進に関するガイドライン」の策定

平成26年（2014年）6月、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」及び「世界最先端IT国家創造宣言」等を踏まえ、本市におけるオープンデータの推進に向けた今後の方針及び具体的な取組を示した「オープンデータの推進に関するガイドライン」を策定しました。



➤ 取組の展開



広域連携によるオープンデータの推進

市民や企業等にとってより有益な利活用が行えるよう、近隣市（町田市、日野市、多摩市及び稲城市）とオープンデータ利活用推進に関する協定を締結し、オープンデータの推進及び民間ニーズの把握等を行っています。

事業内容


- ・利活用推進検討会の開催
- ・セミナー及びアイデアソン（アイデアを出し合うイベント）の開催
- ・共通フォーマットを使用したデータの標準化

◆ 「会議の生産性向上手引書」の策定

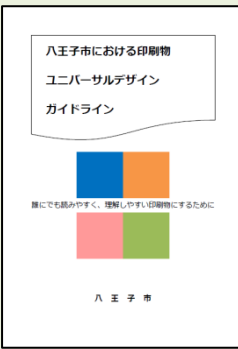
平成30年（2018年）9月に、会議の生産性を向上させ、業務の効率化を目指す観点から会議の実施手法についてまとめた「スマート会議をはじめよう！～会議の生産性向上手引書～」を策定しました。第8次行財政改革における「共通事務の標準化・効率化」の取組です。

スマート会議をはじめよう！～会議の生産性向上手引書～	
<p>会議の運用において目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 会議時間原則 1 時間以内 ◆ アジェンダ（会議の目標や時間配分など参加者が共通認識すべき情報が整理してある進行計画書）の活用 ◆ ファシリテーター（会議の司会者）の導入 ◆ 資料の事前配付 <p>会議の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発生するコスト <ul style="list-style-type: none"> ① 人的コスト ② 事務的成本 ◆ 主な判断視点 <ul style="list-style-type: none"> ① 供覧だけで済ますことはできないか ② メールで済む内容ではないか 	<p>参加者の厳選</p> <p>・「関係者であるから」や「とりあえず情報を共有しておきたいから」といった漠然とした視点ではなく、会議の内容や目的に沿って参加者を厳選すること。</p> <p>会議の目的・目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議の目的・目標の共有化 2 会議の目的別分類 3 目的と目標の違い <p>その他の記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ アジェンダ ◆ ファシリテーター ◆ 効果・効率的な会議運営手法 ◆ 会議参加者の心得 ◆ 会議の振り返り ◆ 議事録

➤ 取組の展開

スマート会議の周知	立ち会議の試行実施
<p>「会議の生産性向上手引書」の策定に伴い、スマート会議を周知しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ eラーニング研修（一般行政職） ・ ファシリテーション研修内周知（11名） ・ 主査職昇任者研修内周知（41名） ・ 主任職昇任者研修内周知（85名） 	<p>会議における生産性向上の手法の一つである「立ち会議」について、市役所本庁舎内で試行実施しています。</p> 

➤ その他の「共通事務の標準化・効率化」の取組

「印刷物ユニバーサルデザインガイドライン」の改定【平成30年（2018年）7月改定】	
<p>基本的な考え方 ⇒ 八王子市が作成し、配布する印刷物は、誰にでも読みやすく、分かりやすく、かつ情報が相手に正確に伝わるものを作成するよう心掛ける。</p> <p>ユニバーサルデザインの7原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 誰にでも公平に利用できること 2 使う上で柔軟性があること 3 使い方が簡単ですぐ分かること 4 必要な情報がすぐ理解できること 5 危険につながらないデザインであること 6 身体的負担が少なく楽に使用できること 7 利用に適した大きさとスペースを確保すること 	

◆ 「指定管理者制度ガイドライン」の策定

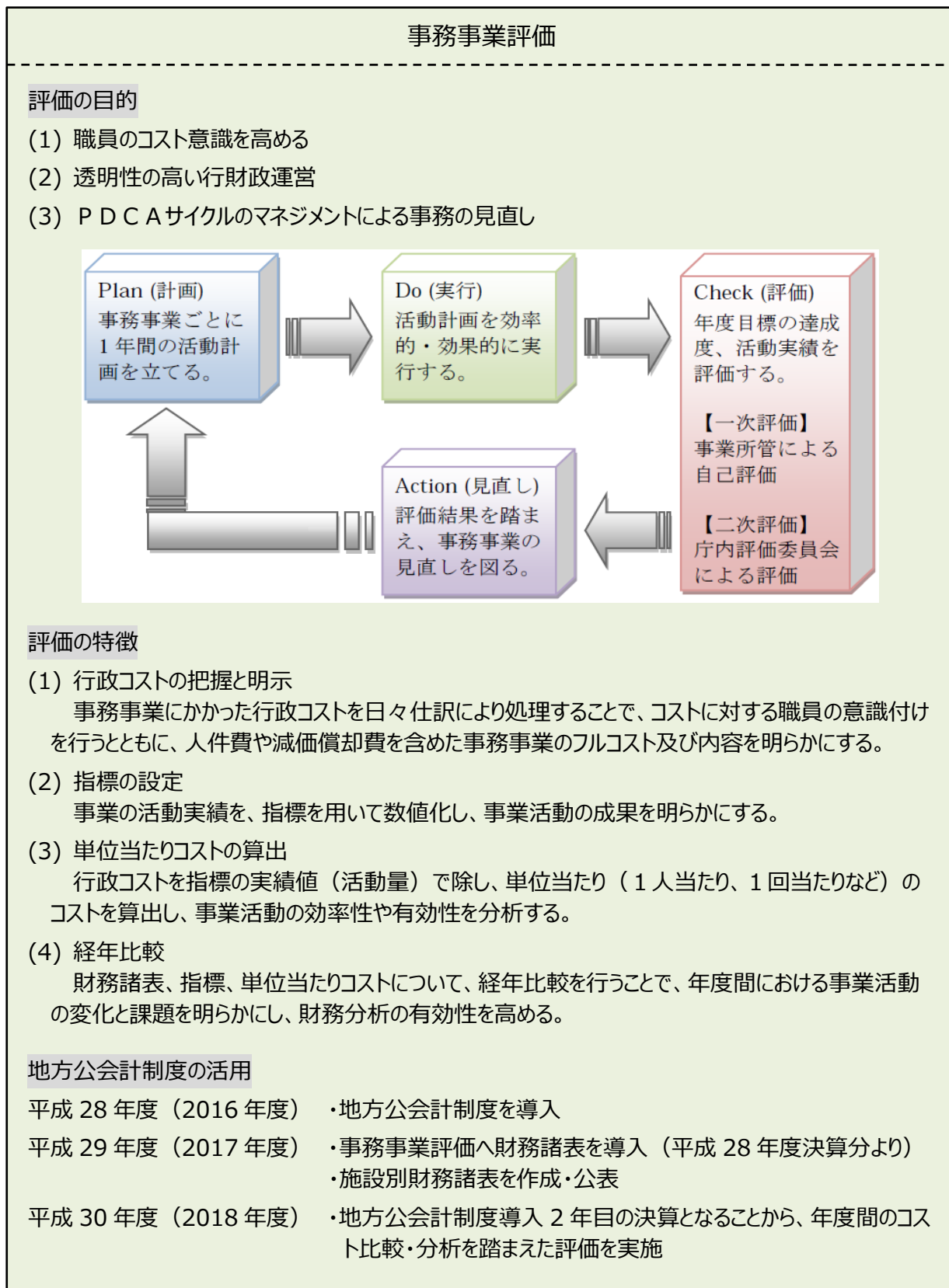
平成 26 年度（2014 年度）、指定管理者制度導入から 10 年が経過し、制度導入効果の検証と今後の運用方法の見直しを行いました。

それらを踏まえ、平成 28 年（2016 年）3 月、指定管理者制度の適切な運用を図るため、統一的な考え方や標準的な取扱いを示したガイドラインを策定しました。

指定管理者制度ガイドライン															
<p>策定意図</p> <p>・公の施設の効果・効率的で透明性の高い管理運営の実現に向け、指定管理者制度の適切な運用に繋げるため。</p>	<p>主な記載内容</p> <p>◆ 制度導入にあたっての準備 ◆ 要求水準書の作成における留意点 ◆ 募集 ◆ 選定 ◆ 指定 ◆ モニタリング</p>														
<p>ガイドライン策定にあたっての運用方法における見直しの視点</p> <p>(1) サービス水準の確保</p> <p>① 市が設置する公の施設として提供すべきサービス水準を明確化</p> <p>② 評価項目毎に合格基準点を設定し、サービス水準を確保</p> <p>(2) 競争性の向上</p> <p>配点バランスを見直し、価格評価の割合を相対的に高め、総合評価点（価格点＋団体の能力・提案事業点）で評価</p> <p>(3) モニタリングの透明性の向上</p> <p>① 事業計画書に基づいて定量的な評価指標を設定し、モニタリングにおける評価の客観性を高める。</p> <p>② 期末モニタリングに期中モニタリングの積上評価を設定し、連動性を高める。</p>															
<p>新たな運用基準一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">サービス水準の確保 (合格基準)</td> <td>1 施設の役割（ミッション）を要求水準として募集要項に明記 2 全ての評価項目で合格基準 6 割を設定 (各評価項目において一定水準を確保)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競争性の向上</td> <td>配点割合</td> <td>価格評価 50% 団体の能力・提案事業評価 50%</td> </tr> <tr> <td>選考方法</td> <td>施設特性に応じた選考方法を規定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">透明性・効率性の向上 (モニタリング基準)</td> <td>1 事業計画書に基づき定量的な評価指標を設定し、客観的に評価 2 期末モニタリングは期中モニタリングの積上評価</td> </tr> </tbody> </table>		主な項目		内容	サービス水準の確保 (合格基準)		1 施設の役割（ミッション）を要求水準として募集要項に明記 2 全ての評価項目で合格基準 6 割を設定 (各評価項目において一定水準を確保)	競争性の向上	配点割合	価格評価 50% 団体の能力・提案事業評価 50%	選考方法	施設特性に応じた選考方法を規定	透明性・効率性の向上 (モニタリング基準)		1 事業計画書に基づき定量的な評価指標を設定し、客観的に評価 2 期末モニタリングは期中モニタリングの積上評価
主な項目		内容													
サービス水準の確保 (合格基準)		1 施設の役割（ミッション）を要求水準として募集要項に明記 2 全ての評価項目で合格基準 6 割を設定 (各評価項目において一定水準を確保)													
競争性の向上	配点割合	価格評価 50% 団体の能力・提案事業評価 50%													
	選考方法	施設特性に応じた選考方法を規定													
透明性・効率性の向上 (モニタリング基準)		1 事業計画書に基づき定量的な評価指標を設定し、客観的に評価 2 期末モニタリングは期中モニタリングの積上評価													

◆ 行政評価システムの再構築

平成 28 年（2016 年）3 月、行政評価システムについて、事務事業ごとに、行政コストの総額（フルコスト）を算出し、単位当たりコストを明らかにすることで、事業活動の効率性や有効性を分析しやすい評価制度に再構築しました。



4 取組項目の達成状況

推進計画に位置付けた各取組項目の達成状況は以下のとおりです。

取組結果については、方針や計画等の策定、財源の確保及び体制の適正化の実現など実績が出た取組を「達成」とし、取組に着手し、一定の成果はあるものの方向性の決定まで至らなかった取組を「未達成」としました。第8次行財政改革で達成した取組を更に進めるもの及び達成まで至らなかった取組など、これからも行政の課題として解決していかなければならない取組については、第9次行財政改革へ引き継いでいきます。

	取組項目	達成状況
1	施設マネジメント	達成
2	受益者負担の適正化	達成
3	補助金制度の見直し	達成
4	分権時代の人材育成	達成
5	民間活力の適切な活用を推進	達成
6	情報発信力の強化	達成
7	利用者視点に立った効果・効率的な市民サービスの展開	達成
8	公営企業の経営改革(下水道事業・駐車場事業)	未達成
9	リスクマネジメントの強化	未達成
10	共回事務の標準化・効率化	達成
11	行政サービスの執行体制と実施手法の最適化	達成
12	指定管理者制度の見直し	達成
13	行政評価システムの再構築	達成
	達成率	85%

5 取組内容一覧

1 施設マネジメント

期間：平成26～30年度（2014～2018年度） 総括所管：資産管理課

【第8次における取組の方向性】

・財政負担を平準化するとともに、市民の合意形成を得ながら、人口規模に合った施設総量の適正化を図る。

【取組内容】

平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針及び施設白書作成に必要な施設の実態を把握 <ul style="list-style-type: none"> ➢「資産データ」としての建物状況、コスト状況のとりまとめ ➢利用状況の調査
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○「公共施設白書・公共施設マネジメント基本方針」を策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢施設ごとの利用状況や維持管理コスト等の把握 ➢更新を含めた今後30年間に必要となる施設コストの明示 ○保全マニュアルを「公共建築物日常点検マニュアル」へ改訂 <ul style="list-style-type: none"> ➢写真の多用による点検ポイントの分かりやすい明示 ➢日常点検業務の強化
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○「公共施設等総合管理計画」を策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢公共施設の維持管理や更新等の長期的な視点での総合的かつ計画的な推進
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化・複合化工事を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢みなみ野保育園等の長寿命化工事 ➢市役所内への保育園設置等の複合化工事 ○長寿命化・複合化工事を設計 <ul style="list-style-type: none"> ➢いずみの森小中学校改築に伴う実施設計 ➢泉町団地改築に伴う実施設計 ○各施設における今後30年間の中長期保全計画を策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢公共施設の長寿命化と財政負担の健全化 ○パネル展示型説明会(2回)及びパネル展(4回)を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢公共施設の現状と課題についての市民との情報共有 ○「公共施設マネジメント支援システム」を導入 <ul style="list-style-type: none"> ➢建物施設情報、インフラ施設情報等の移行 ➢GISデータの活用検討
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化・複合化工事を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢石川市民センター等の長寿命化工事 ➢由木中央市民センター内への地域福祉推進拠点設置等の複合化工事 ○長寿命化・複合化工事を設計 <ul style="list-style-type: none"> ➢芸術文化会館大規模改修基本構想の策定 ➢甲の原体育館大規模改修に伴う実施設計 ○推進体制を整備 <ul style="list-style-type: none"> ➢公共施設を効果・効率的に運営するための資産管理課の設置 ○資産利活用推進会議を設置 <ul style="list-style-type: none"> ➢土地や施設の利活用について横断的かつ総合的に検討 ○パネル展示型説明会(3回)及びパネル展(1回)を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢公共施設の現状と課題についての市民と情報共有 ○「公共施設マネジメント支援システム」を運用 <ul style="list-style-type: none"> ➢GISデータの活用

今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の維持管理や更新等を総合的かつ計画的に推進する。 ○個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、施設整備等の対応方針を定める。 ○中学校区ごとに議論することで地域課題を整理し、公共施設の再編を進める。 ○施設の長寿命化工事、複合化・多機能化工事、民間移譲等を進める。 ○資産の効果的、効率的な利活用を行うため、資産利活用推進会議において横断的かつ総合的な検討を行う。 ○パネル展示型説明会及びパネル展を実施し、市民と現状と課題を共有する。 ○第9次行財政改革において「地域の実情に応じた施設の適正性の確保」のための取組を推進する。
-------	--

2 受益者負担の適正化	
期間:平成26～30年度(2014～2018年度) 総括所管:行革推進課	
【第8次における取組の方向性】	
・公費負担と受益者負担の割合についての考え方を整理し、公平性と透明性を確保するしきみを構築する。	
【取組内容】	
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○受益者負担の適正化委員会を開催し考え方を整理 <ul style="list-style-type: none"> ➢行政コスト(原価)として捉える範囲 ➢料金(使用料、手数料)の基本的な算定方法 ➢見直しサイクルの設定
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内委員会(12回)及び外部検討会(7回)を開催し基本的事項の考え方を整理 <ul style="list-style-type: none"> ➢(考え方を整理した内容) <ol style="list-style-type: none"> ①経費として捉える範囲、②施設の性質に基づいた負担割合、 ③使用料や手数料等の基本的な算定方法、④減免のあり方、 ⑤無料施設の考え方、⑥見直しサイクルの設定
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の考え方の整理
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○使用料及び手数料の原価調査を実施 ○「八王子市手数料条例」を改正 <ul style="list-style-type: none"> ➢納税証明手数料等について郵送による申請・交付の場合の料金追加 ➢建築台帳記載事項証明手数料、境界証明手数料の改定
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民会館、体育館及び長池公園自然館の使用料を改定
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、定期的に変更料や手数料の見直しを行う。 ○第9次行財政改革において「負担の公平性と歳出に応じた財源確保」のための取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢行政サービスに対する受益者負担の適正性の確保

3 補助金制度の見直し

期間:平成26～30年度(2014～2018年度) 総括所管:財政課

【第8次における取組の方向性】

・行政の補完、支援等の役割を効果的に発揮できるよう見直しを行う。

【取組内容】

平成26年度 (2014年度)	○個別補助金の課題を検討
平成27年度 (2015年度)	○個別補助金(全195件)の総点検を実施し現状分析・課題抽出 ➢(分析結果) ①全体の3割の補助金で目標値など客観的指標の設定が困難である ②全体の8割の補助金で終期の設定が困難である
平成28年度 (2016年度)	○現行補助金制度の課題検討 ➢(課題) ①長期間にわたり毎年度継続的に交付されている事業や補助対象が固定化されている事業がある ②補助金を交付することの客観的な評価がされていない ○内部検討会において見直しの方向性を検討 ➢負担率の原則、評価指標の設定、分類項目の変更等 ○補助率、体系等の見直し案を検討
平成29年度 (2017年度)	○内部検討会において見直しの方向性を検討 ➢定期的に見直しを行うしくみの構築
平成30年度 (2018年度)	○内部検討会及び外部検討会において見直し方針を検討 ○「補助金制度見直し方針」を策定 ➢終期の設定や統一的な評価基準の明記 ➢定期的な見直しの実施
今後の展開	○「補助金制度見直し方針」に基づき、個別に補助金の見直しを定期的に行う。

4 分権時代の人材育成

期間:平成26～30年度(2014～2018年度) 総括所管:職員課

【第8次における取組の方向性】

・職員に求められる役割や能力要件を再考し、組織活力の向上を図る取組を推進する。

【取組内容】

平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none">○全ての課長級管理職や主査等が特色のある先行市を視察➢実際に業務に携わっている職員の考え方や実状の調査・研究➢参加者318人、57自治体訪問
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none">○「八王子市人財育成プラン」を策定➢人事・研修制度の見直し、職員の能力開発支援の方針の明記○課長補佐昇任者対象の政策実現力向上研修を実施(全7回7名修了)○政策法務研修を実施(4講座152名修了)○東京都・特別区の職員研修所の講座に参加(6講座13名修了)
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none">○ワークライフバランス推進のためのeラーニング研修を実施○課長職対象のマネジメント研修を実施(全4回135名修了)○課長補佐職対象のビジネスマネジャー研修を実施(85名修了)○主任職以下対象の基礎事務研修を実施(3年に1回のサイクル研修)○東京都・特別区の職員研修所の講座に参加(11講座20名修了)
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none">○女性のためのキャリアデザイン研修を実施(82名修了)○管理職対象のマネジメント研修を実施(全4回延べ228名修了)○課長補佐職対象のビジネスマネジャー研修を実施(73名修了)○主任職以下対象の基礎事務研修を実施(3年に1回のサイクル研修)○折衝交渉力向上研修を実施(17名修了)○ファシリテーション研修を実施(21名修了)○政策情報発信研修を実施(21名修了)
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none">○地方公務員制度と職員の任用に係るeラーニング研修を実施○女性のためのキャリアデザイン研修を実施(45名修了)○管理職対象のマネジメント研修を実施(計2回91名修了)○課長補佐職対象のビジネスマネジャー研修を実施(36名修了)○民間企業との共同研修を実施(8名修了)○ファシリテーション研修を実施(11名修了)○夜間自主研修を実施➢全4回(産業振興、資源循環、生活福祉、地域づくり)
今後の展開	<ul style="list-style-type: none">○「人財育成プラン」に基づき、引き続き、時代に即した人財育成を進める。○第9次行財政改革において「職員が成長を実感できる人財育成」を推進する。<ul style="list-style-type: none">➢多様なニーズに適應できる人財育成制度の充実➢職員の意欲を引き出し組織を活性化する人事評価制度の充実➢適材適所により職員の能力を活かす人事制度の充実○第9次行財政改革において「人財育成と事業マネジメントを目的とした行政事業イノベーションプロジェクトの実施」に取り組む。

5 民間活力の適切な活用を推進

期間：平成26～30年度（2014～2018年度） 総括所管：行革推進課

【第8次における取組の方向性】

・ネーミングライツ・広告収入事業の展開や設置管理許可制度の活用など、官民連携事業を推進する。

【取組内容】

平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none">○清掃工場のPFI手法を検討○公園使用料を固定価格から地価に応じて算出するしくみに変更○総合体育館に新規ネーミングライツを導入<ul style="list-style-type: none">➢「エスフォルタアリーナ八王子」施設命名権1億5,000万円／15年間
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none">○北野清掃工場運転管理業務を全面委託化○戸吹不燃物処理センター手選別・運転管理業務を委託化<ul style="list-style-type: none">➢埋立処分量 74.3%減○富士森公園野球場に新規ネーミングライツを導入<ul style="list-style-type: none">➢「ダイワハウススタジアム八王子」施設命名権1,500万円／5年間
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none">○生活保護受給者への医療券発券業務を委託化
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none">○広告を募集する自治体と広告掲載を希望する企業をつなぐオンライン広告サービスの利用を開始
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none">○新たな住宅セーフティネット制度を活用し市営住宅の不足を民間住宅で補完する事業を開始
今後の展開	<ul style="list-style-type: none">○第9次行財政改革において「不法投棄対策における官民連携」に取り組む。○第9次行財政改革において「施設・拠点整備における官民連携」を推進する。<ul style="list-style-type: none">➢道路の維持管理における官民連携➢道路照明灯・公園灯の設置管理における官民連携○第9次行財政改革において「広告付地図情報板や自動販売機などを活用した幅広い財源確保策の展開」に取り組む。○民間活力を活用した財源確保について基本的な方針を検討する。

6 情報発信力の強化

期間：平成26～30年度（2014～2018年度） 総括所管：都市戦略課、情報管理課

【第8次における取組の方向性】

・シティプロモーションの取組を推進するとともに、分かりやすく効果的な情報発信を行うほか、オープンデータの取組を推進する。

【取組内容】

平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none">○「シティプロモーション基本方針」の策定に向けた検討を実施<ul style="list-style-type: none">➢外部懇談会、市政モニター、市内大学生によるワークショップ○「オープンデータの推進に関するガイドライン」を策定○オープンデータの公開を開始<ul style="list-style-type: none">➢市ホームページに「オープンデータカタログページ」を作成➢オープンデータ公開数661データ(平成27年3月31日現在)○オープンデータの公開により市内IT企業によるアプリを創出
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none">○「シティプロモーション基本方針」を策定<ul style="list-style-type: none">➢ターゲットと目指すまちの姿、魅力発信にあたっての視点の明記○シティプロモーション動画を制作<ul style="list-style-type: none">➢デジタルハリウッド大学との協働による制作(2本)○市民目線で魅力を発信するフェイスブックページを開設<ul style="list-style-type: none">➢「itsumono-八王子の『いつもの』を探すWebマガジン」の開設➢公募により選定した11名の市民記者○ふるさと納税制度の寄附者に市の魅力を発信するしゅみを構築<ul style="list-style-type: none">➢ポータルサイト等による情報発信➢市の特産物等の返礼品○広報活動への市民参加手法を構築<ul style="list-style-type: none">➢広報紙やホームページ等における市民カメラマンの活用○オープンデータ公開数727データ(平成28年3月31日現在)
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none">○シティプロモーションの公式サイトをリリース<ul style="list-style-type: none">➢「自然との距離の近さやまちの個性が楽しめる八王子ならではのライフスタイルの発信」をコンセプト○シティプロモーション動画を制作<ul style="list-style-type: none">➢デジタルハリウッド大学との協働による制作(3本)○「広報活動ガイドライン」を策定<ul style="list-style-type: none">➢「伝える」広報から「伝わる」広報への進化➢広報活動情報の共有化○近隣5市での協定締結によりオープンデータ利活用推進事業を展開<ul style="list-style-type: none">➢「オープンデータ利活用推進に関する協定書」の締結➢八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市➢広域的な現状把握及びニーズ調査、啓発等の実施○オープンデータ公開数2,000データ(平成29年3月31日現在)
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none">○シティプロモーション動画を制作<ul style="list-style-type: none">➢デジタルハリウッド大学との協働による制作(1本)○管理職対象のシティプロモーションに関する研修を実施○市制100周年記念事業として「100年婚姻届」を販売<ul style="list-style-type: none">➢若い世代の愛着醸成及び市制100周年の効果的な機運醸成○広報紙のページデザインを情報分野ごとに工夫<ul style="list-style-type: none">➢メリハリのある紙面による記事の探しやすさの向上○近隣5市によるオープンデータ利活用推進事業を推進<ul style="list-style-type: none">➢広域的な現状把握及びニーズ調査、啓発等の実施○オープンデータ公開数2,956データ(平成30年3月31日現在)

平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ブランドメッセージとロゴマークを決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢「あなたのみちを、あるけるまち。八王子」 ➢公募市民のワークショップによるブランドメッセージ案の作成 ➢総選挙(市民投票)を経て決定 ○ふるさと納税制度を全面リニューアル <ul style="list-style-type: none"> ➢魅力ある返礼品の追加(約130品登録) ➢掲載サイトの追加 ➢「八王子じまん」ふるさと納税ご紹介BOOKの作成 ○SNSの運用方針を整理し「広報活動ガイドライン」に反映 ○広報連絡責任者対象研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢広報活動情報の共有化 ○近隣5市によるオープンデータ利活用推進事業を推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢広域的な現状把握及びニーズ調査、啓発等の実施 ○オープンデータ公開数3,292データ(平成31年3月31日現在)
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ブランドメッセージとロゴマークを活用して一体感のある効果的な魅力発信を行い、ブランドイメージの確立を目指す。 ○ブランドメッセージが示すビジョンを全庁で共有し、誰もが、これまで以上に、「自分らしいみちを探し、あるいていける」と実感できるまちづくりを進める。 ○「オープンデータの推進に関するガイドライン」に基づき、引き続き、市が保有している公共データの公開を進める。 ○第9次行財政改革において「政策形成における情報の利活用」を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢政策立案における効果的なデータの活用 ➢ICT知識を活用した政策立案能力の向上 ➢市民からの情報を収集・活用するしくみの検討・構築

7 利用者視点に立った効果・効率的な市民サービスの展開 期間：平成27～30年度(2015～2018年度) 総括所管：経営計画第二課	
【第8次における取組の方向性】 ・窓口サービスについて、ICT技術の進展や国の制度改正を踏まえ、市民目線に立った利便性の向上を図り、効果・効率的な市民サービスを展開する。	
【取組内容】	
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○拡充した窓口サービスの検証を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢(主な拡充内容) ①八王子駅南口総合事務所 子育て、国民健康保険・年金、高齢者窓口の日曜日実施、精神障害関係の一部業務の平日実施 ②南大沢事務所(由木地域事務所) 住民異動、国民健康保険・年金、高齢者福祉、児童福祉業務の平日及び日曜日実施
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○八王子駅南口総合事務所の窓口を増設 <ul style="list-style-type: none"> ➢各窓口の取扱業務を分散したことによる市民の待ち時間の短縮 ○「窓口サービス検討部会」を設置 <ul style="list-style-type: none"> ➢総合経営部、行財政改革部、税務部、市民部、福祉部、医療保険部の関係所管で構成 ➢窓口業務の洗い出し ○「事務所取扱い業務におけるマイナンバー制度の影響等調査」を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢マイナンバー制度活用等による取扱い業務への影響の把握

平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口利用者の動線調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ライフイベントに応じて必要となる手続き等の把握 ○窓口サービスの提供体制を再構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ マイナンバー制度・コンビニ収納導入後の窓口取扱件数の把握 ○国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で、子育てに関する行政手続の電子申請受付を開始 ○妊娠・出産・子育て相談案内窓口「子育てほっとライン」を開設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育て家庭への切れ目のない支援の充実 ➢ 子育て支援サービスの利便性の向上
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口サービス検討会を設置 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ライフイベントに応じた窓口サービスの提供手法の検討 ○児童手当、特例給付・乳幼児・義務教育就学児医療費の現況届の電子申請サービスを開始
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○第9次行財政改革において「市民起点の窓口改革」を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ライフイベントに応じた窓口のワンストップ化 ➢ 外部資源を活用した窓口業務の整理 ➢ 窓口サービスのキャッシュレス化 ○第9次行財政改革において「行政手続きのオンライン化」を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ マイナポータルを活用したワンストップサービスの拡充 ➢ 電子申請の拡充（「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」に基づき実施） ➢ ごみの相談対応におけるAIの活用 ➢ 問い合わせ対応における総合コールセンター及びAIの活用

8 公営企業の経営改革（下水道事業・駐車場事業）

期間：平成28～30年度（2016～2018年度） 総括所管：下水道課、交通事業課

【第8次における取組の方向性】

・経営・財務に関する精緻な情報を把握し、経営基盤を強化する取組を推進する。

【取組内容】

平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業において公営企業会計の導入に向けた資産調査等に着手 ○駐車場事業において資産調査に着手し周辺駐車場の利用実態調査を実施
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業においてシステムの共同導入に向けた協定を締結 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 昭島市、調布市、国立市、小金井市、狛江市、東久留米市 ○駐車場事業において開設からの利用実態分析や固定資産台帳の整理に着手
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道事業において公営企業会計システムの構築に着手 ○駐車場事業において経営戦略策定に向けた調査分析に着手
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、第9次行財政改革において「下水道事業における経営基盤の強化」に取り組み、公営企業会計を導入する。 ○駐車場事業の経営改善に向けた取組を進めたものの、方向性の決定まで至らなかったため、引き続き、第9次行財政改革において「駐車場事業における経営改善」に取り組み、経営戦略を策定する。

9 リスクマネジメントの強化	
期間:平成28～30年度(2016～2018年度) 総括所管:職員課	
【第8次における取組の方向性】 ・統一的な視点からの方策を整理し、また、組織体制を強化する。	
【取組内容】	
平成28年度 (2016年度)	○先行市(姫路市)への視察を実施 ○危機管理連携対応チームを設置
平成29年度 (2017年度)	○個人情報保護研修を実施(407名修了)
平成30年度 (2018年度)	○内部統制研修を実施
今後の展開	○リスクマネジメントの強化に向けた取組を進めたものの、方向性の決定まで至らなかったため、引き続き、第9次行財政改革において「内部統制体制の整備・運用」に取り組み、基本方針の策定及び運用を図る。

10 共通事務の標準化・効率化	
期間:平成28～30年度(2016～2018年度) 総括所管:行革推進課	
【第8次における取組の方向性】 ・全庁に共通する事務の標準化や、人員・物品の適正配置を進め、業務の効率化を図る。	
【取組内容】	
平成28年度 (2016年度)	○新たな会議の実施手法の構築に向け会議の現状の調査を実施 ○ユニバーサルデザインの再構築に向け他市事例の調査・研究を実施 ○柔軟な人的支援体制を可能とするしくみを構築
平成29年度 (2017年度)	○ユニバーサルデザインの庁内検討会を設置 ○人事給与・庶務事務システムを再構築
平成30年度 (2018年度)	○「会議の生産性向上手引書」を作成 ➢会議の生産性の向上及び業務の効率化を目指す観点 ➢eラーニング研修における周知 ○立ち会議の試行 ➢行財政改革部執務室、総務部執務室、喫茶室前共有スペース ○「印刷物ユニバーサルデザインガイドライン」を改定 ➢誰にでも読みやすく、理解しやすい印刷物にするために ➢eラーニング研修における周知
今後の展開	○第9次行財政改革において、更なる会議の生産性向上に向けて「電子会議の導入」に取り組む。 ○第9次行財政改革において「文書管理システムによる効果・効率的な公文書管理」に取り組み、公文書管理条例の制定及び文書管理システムの導入を図る。

11 行政サービスの執行体制と実施手法の最適化

期間:平成29・30年度(2017・2018年度) 総括所管:行政管理課

【第8次における取組の方向性】

・行政サービスの提供において職員が担うべき役割を整理したうえで、委託化など実施手法の最適化を図る。

【取組内容】

平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none">○職員が担うべき役割の分析及び業務プロセスの見直しを実施<ul style="list-style-type: none">➢実施手法の最適化及び職員定数への反映○自治体間の共通事務について、業務プロセスの比較を行い、最適な実施手法について各自治体の所管職員による意見交換を実施
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none">○職員が担うべき役割の分析及び業務プロセスの見直しを実施<ul style="list-style-type: none">➢実施手法の最適化及び職員定数への反映<ul style="list-style-type: none">①昼間守衛業務を委託化②戸吹清掃工場運転管理業務を全面委託化○自治体間の共通事務について、業務プロセスの比較を行い、最適な実施手法について各自治体の所管職員による意見交換を実施
今後の展開	<ul style="list-style-type: none">○第9次行財政改革において「サービスの適正性の確保」に向けた「自前主義からの脱却」を推進する。<ul style="list-style-type: none">➢車両管理業務における効率的な執行体制の整備➢課税業務における効率的な執行体制の整備➢総合税システムの再構築に向けた方針の策定➢会計業務における効率的な執行体制の整備➢ごみ総合相談センターにおける効率的な執行体制の整備○第9次行財政改革において「事務事業評価の充実」としての「自治体間比較を用いた事業評価」に取り組む。○第9次行財政改革において「資源の効果的な運用」に向けた「施設の魅力の向上に向けた実施手法の検証・見直し」を推進する。<ul style="list-style-type: none">➢生涯学習センターの管理運営手法の検証・見直し➢こども科学館の管理運営手法の検証・見直し➢運動施設の管理運営手法の検証・見直し➢斎場の管理運営手法の検証・見直し○第9次行財政改革において官民連携の取組としての「給食調理業務の効果的な委託化を見据えた給食センターの運営手法の構築」に取り組む。○事務事業評価の一環として業務プロセス分析を実施する。○AIやRPA等のICT技術を活用した実施手法の見直しを行う。

12 指定管理者制度の見直し	
期間:平成26・27年度(2014・2015年度) 総括所管:行革推進課	
【第8次における取組の方向性】 ・行政におけるチェック機能を充実させ、市民サービスの向上と安定した施設管理運営を推進し、また、民営化、公私連携型等を含めた最適な管理運営手法を研究する。	
【取組内容】	
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○東京税理士会八王子支部の協力による経理状況調査(3件)を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢学童保育所以外の施設への対象の拡大 ○東京税理士会八王子支部の協力による実務者研修会を実施 ○制度導入効果の検証を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢市民サービスの向上と経費の節減の面からの検証
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○東京税理士会八王子支部の協力による経理状況調査(6件)を実施 ○東京税理士会八王子支部の協力による実務者研修会を実施 ○「指定管理者制度ガイドライン」を策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢基本的(統一的)な考え方及び標準的な取扱いの整理
今後の展開	○「指定管理者制度ガイドライン」に基づき、引き続き、指定管理者制度の適切な運用を図る。

13 行政評価システムの再構築	
期間:平成26・27年度(2014・2015年度) 総括所管:行政管理課	
【第8次における取組の方向性】 ・発生主義会計の考え方に基づくフルコスト分析を導入するなど、行政活動の結果を定量的に捉え、実効性の高い評価を行う。	
【取組内容】	
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○発生主義による行政コストを算出し公表 ○事務事業評価において「成果指標」と「活動指標」を設定 <ul style="list-style-type: none"> ➢「成果指標」:事業本来の目的に対する成果 「活動指標」:成果を求めるために実施した活動量 ○細事業評価において業務プロセスの分解・分析を実施
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○「行政評価システム」を再構築 ○基本計画の49施策にかかる評価指標の妥当性、指標がない施策の評価指標案について、有識者から助言を受けるアドバイザー事業を実施 ○事務事業・細事業評価を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢事務事業評価690事業、細事業評価1,864事業
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○第9次行財政改革において「事業評価制度の充実」を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢事業の事前評価のしくみづくりと運用 ➢実施している事業を再評価するしくみづくりと運用 ➢自治体間比較を用いた事業評価

第8次行財政改革成果報告書

令和元年（2019年）8月発行

発行： 八王子市

編集： 八王子市行財政改革部行革推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 / 042-620-7423（直通）

FAX / 042-627-5939

E-MAIL / b430100@city.hachioji.tokyo.jp

本冊子は再生紙を使用しています。

あなたのみちを、
あるけるまち。

